

2006年度政府予算における 補助金と交付金

—「まちづくり交付金」についての一考察—

水 昭仁

(社) 東京自治研究センター研究員



1. はじめに

本稿では、平成18年度に向けての、政府予算における補助金と交付金について、まちづくりの観点から、どのようなものが、重点として挙げられているかを概観したうえで、そのもつ大きな意味を考えるものである(なお、予算については、昨年12月時点の予算(案)によるものであることを、お断りしておく)。

本稿で言うところの「まちづくり」とは、主に、都市の再生についてを指すものとする。そこに絞った狙いは、少子高齢社会及び人口減少時代を迎え、わが国がどのような国を目指しているかを俯瞰するためである。

2. 平成18年度予算(政府案)における 補助金等の改革について

『平成18年度地方向け補助金等の改革について』(平成17年12月 西田主計企画官)によると、18年度予算において、地方向け補助金等の改革について合計18,667億円の改革を実施することとしている。

内訳は、①税源移譲に結びつく改革として12,844億円。②スリム化の改革として、納税者の視点に立ち、不要・不急な事業を廃止・縮減を図る観点から、国・地方を通じた行政のスリム化の改革を実施し、2,640億円(例：都市河川改修費補助460億円、中山間地総合整備事業費補助379億円、水

産基盤整備事業費補助581億円)。③交付金化の改革として、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革としての交付金化の推進が3,183億円。

このうち、交付金化の改革の目玉は、まちづくり交付金(2,380億円 前年度比+450億円)である。

3. 近年のまちづくり関連補助金・交付金の傾向

ここ数年の、まちづくり関連の補助金・交付金の傾向を見ると、都市の再生や防災といったテーマで、新規に創設されていることがわかる。

『平成17年度 補助金総覧』(日本電算企画(株)、平成17年6月)を元にとすると、平成16年度および17年度に新設された当該関連の補助金や交付金は、たとえば表1のようになる。

4. まちづくり交付金とは

まちづくり交付金は、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付される交付金である。都市再生整備計画には、まちづくりの目標、目標を定量化した指標、目標実現のための各種事業等を記載する必要がある。当該計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに一括して交付金が交付される。

では、実際に、ここ数年の補助金・交付金の目玉とされる、「まちづくり交付金」について、その概要を見ていくことと

しょう。

【創設の趣旨】

都市の再生が、現在、人びとの生活・活動・交流を支えるために必要となっているが、急速な都市化を前提としたまちづくりはすでに役割を終えており、これからの安定、成熟した都市型社会においては、人びとの多様な価値観や生活様式に対応した、本当の意味での快適さ、豊かさ、生きがいを感じられる、地域特性を活かした個性あるまちづくりが求められている。

このような背景の下、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的に創設されたものである。

【特色】

事業執行に際して、市町村の自主性・裁量性を大幅に認め、ハード事業のみならずソフト事業までも、交付対象としているところに特色がある。

詳細は、以下のようなものである。

1) 地方の自主性・裁量性を向上させ、従来の補助制度のように、対象事業を設定するのではなく、市町村の提案に基

づく事業等についても対象としている。また、定められた補助率に縛られることなく、交付金を何にどれだけ充当するかを市町村の自由な選択に委ねている。

2) 使い勝手の向上として、事業間の流用は自由であり、国費の総額が変わらない場合は、変更交付申請の手続きは実質的に不要とするなどの簡素化がなされている。

3) NPMを導入し、国が事前の詳細な調査を行わず、市町村自身が設定した目標・指標をもとにした事後評価を実施し、それを公表する。

4) まちづくり交付金の交付対象は市町村であるが、事業者は、市町村に加え、市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する特定非営利活動法人等も、認められている。

5) 従来型の施設整備である「基幹事業」に加え、まちづくりの目標達成に必要なであれば、幅広く、市町村からの提案による事業（「提案事業」）の実施が可能なことである（ただし提案事業のみでは交付対象とならない）。

まちづくり交付金の対象となる事業が、表2（次頁）である。

【課題】

以上のように、幅広く事業対象を持ち、自治体の創意工夫を活かすことができ、使い勝手を向上させたというまちづく

表1 ■平成16年度及び17年度に新設された都市の再生や防災に係る補助金、交付金の例

事業名	金額(百万円)	適用
津波危機管理対策緊急事業費 統合補助（補）	1,880	平成17年度新規計上「予算補助」。 既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波発生時における人命の優先的な防護を推進するために要する経費の一部補助。
住宅・建築物耐震改修等 促進事業費統合補助（補）	2,000	平成17年度新規計上。
浸水対策下水道（補）	132,389	平成17年度新規計上「法律補助」。 下水道法第34条 公共下水道、流域下水道又は都市排水路の設置若しくは改築…予算の範囲内において、政令で定めるところにより、費用の一部を補助することができる。
地域再生推進費（交）	81,000	平成17年度新規計上「法律補助」。 地域再生法第13条第1項 国は認定地方公共団体に対し、…政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
まちづくり交付金（交）	193,000	平成16年度から計上「法律補助」。 都市再生特別措置法第47条第2項 全国の都市の再生を支援するため、市町村等が施行する地域の特性を生かしたまちづくりのための公共施設の整備事業等に対する交付金。

北海道等の特別地域への計上を便宜上除く。

（補）は補助金、（交）は交付金を示す。

一部項目を合算している。

り交付金であるが、地方六団体が、平成17年4月28日に出した『国庫補助負担金制度に関する共同調査の結果について』では、「④煩雑な事務手続きにより効率的な事業実施が妨げられている補助金」として例示されている。

今後事業が進んでいく中で、利用している各自治体の声を集約し、改善すべきところは改善していくことが必要である。また、脚注で付したように、NPO等が実施できる事業があるが、これについては、NPO法人、財団法人、社団法人、

表2 ■まちづくり交付金における交付対象事業

対象事業名	対象施設等
基幹事業	
道路	地域の課題に対応する面的なまちづくりの一環として実施される地域に身近な道路。
公園（NPO等可）	都市公園事業の採択基準に適合する都市公園の整備と、主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園整備。
河川	統合河川環境整備事業、都市基盤河川改修事業、総合流域防災事業にそれぞれ適合する河川事業。
下水道	公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備事業。ただし基幹事業の対象とならない下水道事業については、提案事業「地域創造支援事業」として交付対象に位置づけることが可能。
駐車場有効活用システム（NPO等可）	駐車場整備地区及び商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるもので、おおむね5ha以上の区域で整備されるもの。
地域生活基盤施設（NPO等可）	緑地、広場：中心市街地や観光地における回遊性を高めるためのポケットパークなど、公共空間と一体的な空間を構成し、都市イベントなど多様な都市活動に利用できるもの。 駐車場（共同駐車場を含む）：1地区あたり概ね500台の整備に要する費用を限度に、平面でも立体でも整備可能。必ずしも道路区域である必要はない。有料駐車場とすることも可。 荷物共同集配施設：路上荷捌きを抑制し、地区内の荷物集配を一元化することにより、渋滞緩和や荷物輸送の効率化を図る共同集配施設。 公開空地（屋内空間を含む）：地区計画で定められているセットバックや屋内のアトリウム等広く一般の利用に供されている、主に民地上の空間。 情報板：地域の観光情報等を伝える案内板。ただし、道路付属物たる標識は、通常、道路管理者又は交通管理者が設置すべきもので、基幹事業「道路」又は提案事業に該当する。 地域防災施設：災害に強いまちづくりのために、広場や建築物に設置する耐震性貯水槽・備蓄倉庫、災害時に地域住民に情報提供を行う放送施設等。
高質空間形成施設（NPO等可）	緑化施設等：カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等。 電線類地下埋設施設：電線共同方式以外の自治体管路方式、要請者負担方式によるもの。 地域冷暖房施設 歩行者支援施設・障害者誘導施設等：エレベーター、エスカレーター、スロープ、融雪装置、バリアフリー対応の公衆トイレ、音声案内施設、点字ブロック等。
高次都市施設（NPO等可）	地域交流センター：地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設。ただし、利用者が限定される施設、社会教育、社会福祉に係る施設、健康増進施設などは該当しないが、提案事業として計上することが可。 高度情報センター：地区における情報発信のための機能を持った施設。 複合交通センター：交通結節点としての拠点機能を向上させるための施設。一定の規模があることが必要。 アーバンマネジメントセンター：熱供給施設、下水再利用施設、廃棄物処理施設、情報通信施設等。 観光交流センター：地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設。人工地盤等。ただし、名所旧跡のゲート施設、博物館、温泉施設、地元物産等の販売を目的とする施設は該当しない。

地方自治体が資本金の1/2以上を出資している株式会社又は有限会社、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業を実施する者として、当該市町村長が指定したもの、という幅広い主体となっていることに留意する必

要がある。

すなわち、多様な主体の参加と協働により達成される都市再生であるので、自治体当局には、それらを調整し、着実に協働を進めていく体制作りが期待され、求められるというこ

	対象事業名	対象施設等
基幹事業	既存建造物活用事業	地区に従前から長く存在し、地域の風景の一部を構成してきたような建築物などで、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の各施設を整備する場合に、歴史的既存建造物を活用する際の購入、移設、改築に要する費用が該当する。
	都市再生交通拠点整備事業	都市交通の結節拠点として、都市施設や土地利用の再編による都市再生を推進することを目的とした事業。
	土地区画整理事業	基幹事業のほか、減歩補償地区等における市町村単独費は、提案事業として交付対象に位置づけることが可能。
	市街地再開発事業	交付対象に該当するもののほか、当事業で整備する公益施設の整備費又は購入費は、「高次都市施設等」又は提案事業（「地域創造支援事業」）で計上することが可能。
	住宅街区整備事業	基本計画作成費、事業計画作成費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費が補助対象。
	地区再開発事業	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費が補助対象。
	人にやさしいまちづくり事業	整備計画の作成、市街地における道路空間等と一体となった移動システム等の整備、ハートビル法に基づく認定を受けた建築物にかかる移動システム等の整備費が補助対象。
	優良建築物等整備事業	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等が補助対象。
	住宅市街地総合整備事業	市街地住宅の整備、道路、公園、下水道等の地区公共施設の整備、老朽建築物の除去・建て替え、従前居住者用住宅の整備が交付対象。
	街なみ環境整備事業	修景施設等の整備、共同建替等共同施設整備、景観重要建造物及び当該建築物の敷地の修景の整備、道路、公園、下水道等の地区公共施設の整備、空家住宅の除却が交付対象。
	住宅地区改良事業等	不良住宅の買収・除却、改良住宅等整備・用地取得、公共施設・地区施設整備等が交付対象。
	都心共同住宅供給事業	調査設計計画費、建築物除却等の土地整備費、共同施設整備費等が交付対象。
	公営住宅等整備事業	公営住宅等：自治体による建設又は買収、自治体以外の者による借上公営住宅の建設又は改良が交付対象。 特定優良賃貸住宅：民間事業者、地方住宅供給公社、自治体等による建設が交付対象。 高齢者向け優良賃貸住宅：民間事業者、地方住宅供給公社、都市再生機構、自治体等による建設、買収、改良等が交付対象。
	都市再生住宅等整備	都市再生住宅の建設、買収、借り上げが交付対象。
防災街区整備事業	調査設計計画の策定、建築物除却等の土地整備、共同施設の整備が交付対象。	
提案事業	事業活用調査（NPO等可）	地区内で、まちづくりの目標を達成するために有効に活用されるのであれば、幅広く行うことが可能な、すでに実施中又は実施する予定の交付対象事業の活用に関する調査。
	まちづくり活動推進事業（NPO等可）	住民の自主的な取り組みの下で行われるまちづくり活動を促進するような市町村の取り組みに対して支援する。
	地域創造支援事業（NPO等可）	市町村の自由な発想・提案に基づく事業に対し支援。要件は「都市再生整備計画の目標に達成するために必要な事業等」であり、地域の実情を反映した幅広い事業の実施が可能。ソフト事業のみでなくハード事業の実施も可。

都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可。ただし提案事業のみでは不可。（NPO等可）とは、NPO等の団体が実施することができる、という意である。

とである。単に、当局が立案した計画に従って粛々と実施していけばよいという制度ではないため、整備計画の作成とそれに基づいた事業の実施には、意外に時間とノウハウが必要になると思われる。日ごろから住民との協働を意識し、地道にまちづくりを進め、機運が醸成している自治体ならともかく、泥縄式に計画を策定し協働を始めようとするということは、趣旨に外れることとなり、おのずから申請できる資格を持つ自治体は限られてこよう。

5. まちづくり交付金への系譜

まちづくり交付金の創設は、平成13年5月8日の、都市再生本部設置に係る閣議決定に遡ることができよう。

同本部のwebによると、「平成13年4月、経済対策閣僚会議で決定された、『緊急経済対策』において、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長、関係大臣を本部員とする都市再生本部を内閣に設置することとされ、同年5月、『都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するため、内閣に都市再生本部を設置』（平成13年5月閣議決定）することとされ」という紹介の仕方である。

同本部は、翌14年6月1日に、都市再生特別措置法（平成14年4月5日 法律第22号）により法律上の組織となる。

内閣総理大臣を本部長とし、副本部長に内閣官房長官、国土交通大臣を据え、本部長及び副本部長以外のすべての国务大臣を本部員とする同組織の構成、そして、同法の第一条（目的）に見る、「この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できなかったものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図るため、都市の再生の

推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」という、文言から判断するに、言うまでもなく、小泉内閣の方針である「構造改革」を、都市計画およびまちづくりの分野において、ある種、体現したものであることがわかる。

都市再生本部の3本柱は、以下の事業である。

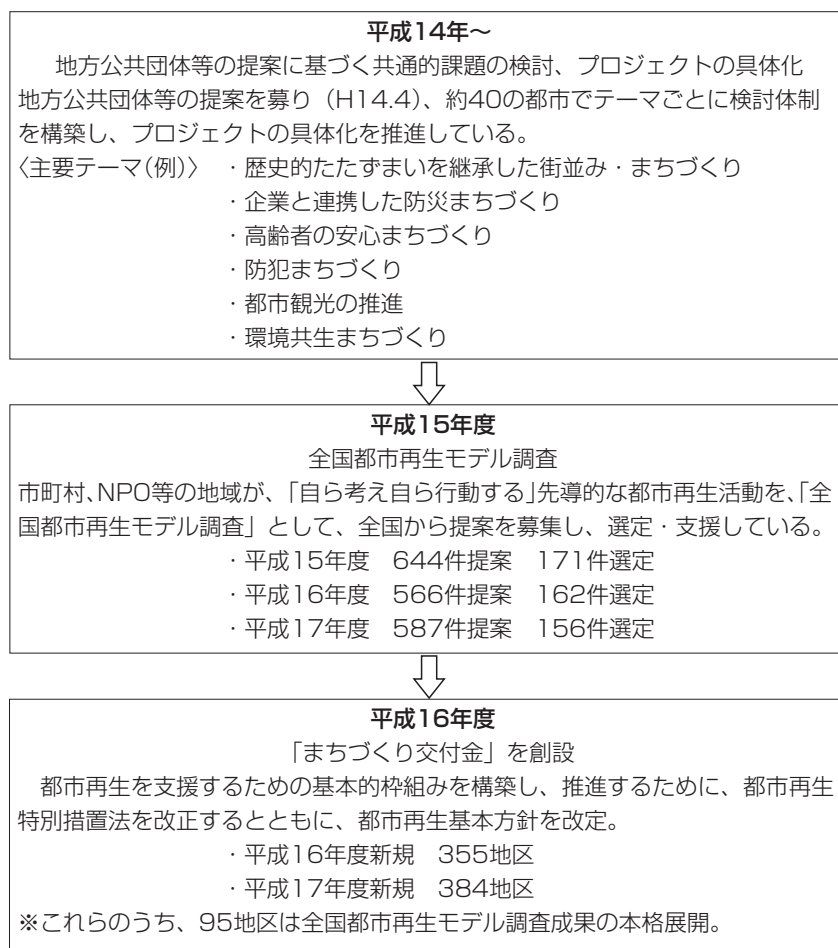
①「都市再生プロジェクト」の推進

関係省庁、地方公共団体、民間事業者一体となって、内閣主導で強力に推進するいわゆる「国家的プロジェクト」。

②民間都市開発投資の促進

平成14年6月に施行された「都市再生特別措置法」に基づ

図1 ■全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～



く「都市再生緊急整備地域」の指定（63地域、約6,424ha）などにより、民間都市開発事業の立ち上がりを支援する。

③全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～

全国の都市を対象に、市町村やNPOなど地域が「自ら考え自ら行動する」都市の再生に関する取り組みを応援する。

このうち、③の「全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～」が、まちづくり交付金の創設と繋がる流れである。

時系列で経緯を見てみたものが図1である。

このようにして、平成14年から動き出した都市再生の思想は、平成16年度の「まちづくり交付金」を生み出すに至ったのである。

6. まちづくり交付金の都内採択地区

まちづくり交付金が創設されて、東京都内で採択された自治体及び地区は表3、4のとおりである。

表3 ■平成16年度 新規活用地域

自治体名	地区名
1 大田区	大森・蒲田地区
2 大田区	台地部地区
3 世田谷区	成城学園前駅周辺地区
4 杉並区	杉並西北地区
5 北区	王子駅周辺地区
6 練馬区	練馬駅周辺地区
7 練馬区	練馬高野台駅周辺地区
8 足立区	日暮里・舎人沿線地区
9 葛飾区	新小岩駅周辺地区
10 葛飾区	東立石安全・安心地区
11 八王子市	八王子広域拠点形成地区
12 八王子市	高尾駅周辺地区
13 府中市	西府地区
14 調布市	調布深大寺地区
15 調布市	仙川駅周辺地区
16 町田市	町田駅周辺地区
17 東村山市	東村山駅西口地区
18 西東京市	田無駅南口地区
19 稲城市	稲城南多摩駅周辺地区
20 羽村市	市役所通り周辺地区

表4 ■平成17年度 新規活用地域

自治体名	地区名
1 新宿区	大久保二、三丁目地区
2 台東区	谷中地区
3 大田区	水とみどりのネットワーク大森周辺地区
4 北区	上中里駅周辺地区
5 練馬区	中村橋駅周辺地区
6 練馬区	西武池袋線沿線西部地区
7 江戸川区	瑞江・篠崎地区
8 江戸川区	篠崎地区
9 中央区	勝どき・晴海地区
10 八王子市	打越地区
11 八丈町	坂下地区

平成16年度は、15区市20地区、平成17年度は、9区市町11地区である。このうち、練馬区が4ヶ所、八王子市が3ヶ所と、比較的多く採択されている。また、島嶼部の八丈町が採択されているのも、興味深い。

計画に創意工夫があれば、地域や自治体の規模を問わず、適用可能な交付金ということになるため、自治体の、住民も巻き込んだまちづくりへの意欲が問われることとなる。

ちなみに、(財)都市みらい推進機構が管理者及び事務局を務め、「まちづくり交付金を活用し、創意工夫に満ちたまちづくりを進めていくため、制度運用や活用事例などについて国土交通省・地方自治体の会員が相互に『情報の提供・共有化』『意見交換』を図るため」のwebサイト「まちづくり交付金情報システム（まち交ネット）」では、まちづくり交付金都市再生整備計画の優秀さを競う「まち交大賞」コンテストを実施している。

当該大賞では、都内の市区町村より、八王子市の「八王子広域拠点形成地区」及び調布市の「仙川駅周辺地区」がエントリーしている。

八王子市の計画では、アイデア面での「様々な事業（提案事業と基幹事業）の連携による相乗効果、波及効果の発揮のための創意工夫」という評価基準において、「中心市街地の歩行者自転車専用道路において基幹事業『高質空間形成施設』の整備するとともに提案事業にてオープンカフェ社会実験を行い公共空間の有効利用により創出される賑わいや回遊性の効果について検証しその後の施策に活用する点」が評価されたものである。

なお、総合評価では、「中心市街地である鉄道駅周辺と郊外部の道路交通結節点であるインターチェンジ周辺の両拠点を有機的に整備することで相互の相乗効果が期待できる。」とされている。

一方の調布市の計画では、テーマ面での、「地域の課題・特性の的確な把握と目標（テーマ）の設定」と

という評価基準で、「基本計画に位置づけられた『音楽・芝居小屋のあるまちづくり』から地区の現状の課題を融合させ、教育や芸術文化などの地域資源をより活かしたテーマ設定となった点」が、また、アイデア面での、「様々な事業（提案事業と基幹事業）の連携による相乗効果、波及効果の発揮のための創意工夫」という評価基準で、「基幹事業『地域交流センター（複合施設）』について、地域に根付いた多くの市民に愛される施設を目指した運営方法を提案事業の調査業務により策定する点」が、さらに、プロセス面での、「住民や民間事業者等と連携した計画策定や事業実施」という評価基準において、「市民参加による『音楽・芝居小屋検討委員会』での検討内容を計画に反映している点」が評価を受けている。

そして、総合評価では、「基本計画に位置づけられた『音楽・芝居小屋のあるまちづくり』を軸として、地域の芸術文化資源を活かしたまちづくりであることや、当該地区における民間開発事業と協調した事業を展開しており、特徴あるまちづくりと事業効果が期待できる。」とされている。

このうち、平成18年2月27日に実施された「平成17年度まち交大賞表彰式」で、調布市の仙川駅周辺地区が、部門賞のアイデア賞を受賞した。アピールポイントは、「芸術文化資源を活かした『音楽・芝居小屋のあるまちづくり』」であった。

7. 小泉内閣と石原都政と都市再生

現時点での石原都政の功績として、「都市再生本部の設置を政府に働きかけ、都市再生を国家戦略の重点課題と位置付けたこと」と評価する者もいる。

石原都知事は、再度の東京オリンピック招致を働きかけることを決定。これをきっかけに、東京都におけるインフラの今日の視点での再整備（改修）を目しているのではないか。

政府の都市再生に対するスタンスは、「都市は21世紀におけるわが国の活力の源泉です。都市の魅力と国際競争力を高めるため、内閣に都市再生本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、政府をあげて諸施策を展開しています。（都市再生本部web）」というものである。

東京都における都市再生関連の事業の一つの象徴となるような、注目すべき事業が胎動している。それは、他の事業のような都市の再整備ではない。平成18年1月6日付けの毎

日新聞WEB版によると、「小泉首相『日本橋に青空を』一声発動 コイズミ記念碑？」と題して、東京・日本橋の上に架かる首都高速道をよそに移せ、という計画が報道されている。それによると、石原慎太郎都知事もオリンピック誘致に合わせた日本橋の首都高撤去を唱えているため、対抗して「おれのプロジェクトだ」との意気込みらしい、とのことである。

これについて、我々はどのように捉えるべきか。

全国各都市で、都市再生事業が動いているが、どうやら、この事業は、それらとは区別して考える必要がありそうだ。果たして無駄な公共事業なのか、首都たる東京を生まれ変わらせる象徴的の事業となるのか。今後の推移を見守る必要があるだろう。

8. 仮説としての結論

以上のように、主としてまちづくり交付金について見てきたわけであるが、この交付金を始めとする都市の再生や三位一体の改革などの政府のさまざまな施策からは、以下のようなことが垣間見えるのではなかろうか。

1) 人口の単純再生産さえかなわなくなり、同時に世界的にもまれに見る速度で進展する高齢化に対応するために、わが国の足腰を鍛え、地方がそれぞれ分立して存在できるようにしておくための仕掛けが、徐々に予算の中に現れていると見ることができる。

果たしてそれは、小泉内閣後も継承されるのか。それとも、あまねく地域の市町村にすべからく公共投資をすることで、結果としてどの地域のインフラ整備も不十分な状態に留まってしまうというこれまでの轍を踏むのか、次の内閣の方向を見定める必要がある。

全国に吹き荒れた市町村合併の嵐も、この文脈で読み解くと、足腰の強い自治体づくりという面があると見ることがもできる。

2) 地方の創意工夫を取り入れる方向に、徐々にそして遅々としてではあるが、霞が関の制度が移りつつあると考えることができる。これは、時流に即した、機を見るに敏な霞ヶ関官僚の方向転換があるということが、大きくはその根底にあると思われるが、新しい感覚を持った中央官僚、すなわち、

すべてを国＝霞ヶ関によるコントロールで実施すれば上手くいくわけではない、ということに（前向きであれ後ろ向きであれ）気づいた、目覚めた官僚が、徐々に現れ出でてきている面もあるのだろう。

霞ヶ関をすべて敵対視するのではなく、そのような"革新的な官僚"と手を組むしたたかさが、地方自治体、地方分権派には求められよう。

3) 霞ヶ関の動きに、これまでのハード整備一辺倒のハコモノ信仰ではなく、ソフト事業の重要性を認識する動きが見られるようになってきたと考えられる。

従来、補助金や交付金による補助事業、さらに各種政策立案の前段階にある調査事業も、ハード整備が前提の、そのための事業・調査が主であった。しかしながら、いくらハード整備をしても、それは、ソフト（＝知恵・工夫の取り組み）が背景にあってはじめて効果的に生きてくる、ということに、霞ヶ関官僚も徐々に気づきだしたと言えそうである。

まちづくり交付金にしても、NPOも事業実施者に加える、調査事業に利用可等々、「協働」をキーワードにしているようである。これが、国＝霞ヶ関官僚によるNPOの利用であるとしても、その動きに乗り、自らの存在を認めさせるだけのしたたかさが必要であろう（しかしながら、地方自治体では、政令市を目指すような規模の自治体でも、「NPOは行政の下請けですから」と担当職員が管理職の前で、平然とNPOに対し、言い放つこともあると聞く。むしろ、自治体職員のほうが、意識が遅れているのではないか。）。

4) 「地方でできることは地方で」という表現は、裏返せば、国がもはや面倒を見切れないから、「お前さん方で何とかやってくれ」ということにほかならない。

そうすると、地方の小都市や町村、中山間地域、農山漁村、島嶼部は、自立できないで切り捨てられる可能性も出てくる。そのとき、もはやナショナルミニマムの思想は、財政悪化の前に減り去り、新たな概念が生まれるのではなかろうか。

5) 税源移譲されてそれなりの行財政運営ができるのは、それなりの規模を有する都市に限られるのではないか。地方の小都市や町村は、必ずしも本音では歓迎していないのではないか。よくよく検証してみる必要があるだろう。

かつての、「地方の時代」ブーム期のまちづくりでは、地

方小都市や町村が、いかに工夫して、国からの補助金を組み合わせ活用して、少ない自主財源で、有効なハコモノを整備するということが、自治体や首長の知恵として、賞賛された時代が、確かにあったことは、忘れてはならない。その意味では、補助金は必ずしもすべてが悪ではなく、時代背景、自治体の財政規模により、その有する意味合いが異なっているのではないか。個別検証が必要である。

6) これまで、長らく農村政党であった自民党が、都市戦略を本格的に持つに至ったのか、それとも、小泉政権下における一過性の現象なのかどうかに興味深い。注視が必要である。

9. むすびにかえて

これまでの各種の全国の振興計画は、政治家及び国民の横並び嗜好により、全国にばら撒くこととなり、重点地域が意味を成さず、総花的に終わって失敗となっている。

国、地方とも税収の右肩上がりが期待できない状況で、それでもわが国が、国として生き延びるためにどうすればよいのかを、政治家も官僚も国民も等しく考えるべき時代だろう。

「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の選択の時代である。マニフェストの広まりは、ようやく、それぞれの主体が、国づくり・地域づくりをまじめに考える時代となってきたということもできる。それは、「おまかせ民主主義」からの脱却である。

キーワードは「選択と集中」。すなわち、地方よりも都市への投資の集中と投資先の都市の選択が、現在の大きな流れになりつつあるのではないか。

地方は都市よりも、まだ「共助」が生きているが、都市は、極めて薄れてしまった。少子高齢社会・人口減少時代に備え、人口が相対的にも多く、したがって地方都市よりも相対的に高齢者が多くなる都市部に、投資を集中し、社会資本を高齡社会に向けて再整備することは、ある意味では当然の帰結かもしれない。

地方でも、県都のように周辺地域の母都市として拠点機能を有する地区に投資を集中させ、人口減少時代に備えることが、必要となるのかもしれない。

このような文脈で読み解くと、まちづくり交付金の創設は、

今後のわが国社会の構築の上で、ターニングポイントとなるような出来事になるかもしれないと認識しておくことも必要だろう。

競争社会をすべて肯定し、活力を維持するために弱肉強食を是とする新自由主義か、敗者復活が容易であるような、セイフティネット（ないしはジャンプ台=トランポリン）を備えた競争社会をつくるのか、あるいは、社会民主主義に立脚した国づくりを行うのか、わが国の行く末が問われている。

たかが一つの交付金制度から、このようなものの見方をすることはやや穿ちすぎの嫌いがあるとの誇りもあろうが、「都市再生」というキーワードには、意外に奥深い深慮遠謀が隠されているように思われてならないのである。

【参考文献・資料等】

『まちづくり交付金ハンドブック』（まちづくり交付金制度研究会編、国土交通省都市・地域整備局都市総合事業推進室監修、都市みらい推進機構、平成18年）

『基本まちづくり事典－まちづくり・都市計画の手引き』（まちづくり研究会編、ぎょうせい、平成12年 ※加除式）

『都市再生最前線－実践！都市の再生、地域の復活』（伊藤滋編、ぎょうせい、平成17年）

『月刊自治研』vol.46 no.538（主集「どうする？まちづくり交付金」）（平成16年7月号、自治研中央推進委員会事務局）

「コミュニティを基点とした都市再生に向けて」（小泉秀樹）

「『都市再生』補助金における協働の限界と自治体の対応」（辻利夫）

「NPMによる自治体事業評価のゆくえ」（檜楨貞）

「都市再生に向けた『まちづくり交付金』の役割と展望」（若井康彦）

「中心市街地再生の処方箋」（中出文平）

「まちづくり交付金制度」（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）

「まちづくり交付金制度－制度概要と配分について」（脇山芳和、『地域開発』平成17年7月号、(財)日本地域開発センター）

「まちづくり交付金『提案事業』について」（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室、『新都市』平成17年10月号、(財)都市計画協会）

「平成16年度のまちづくり交付金の交付について」（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室、『新都市』平成16年8月号、(財)都市計画協会）

「まち交ネット－まちづくり交付金情報システムweb」（財）都市みらい推進機構（<http://www.machikou-net.org/>）

「都市再生本部web」内閣官房都市再生本部事務局（<http://www.toshisaisei.go.jp/>）

「地域再生本部web」首相官邸

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>）